

V 第5期事業計画期間における取組事項

第5期事業計画において、国は高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることとしています。

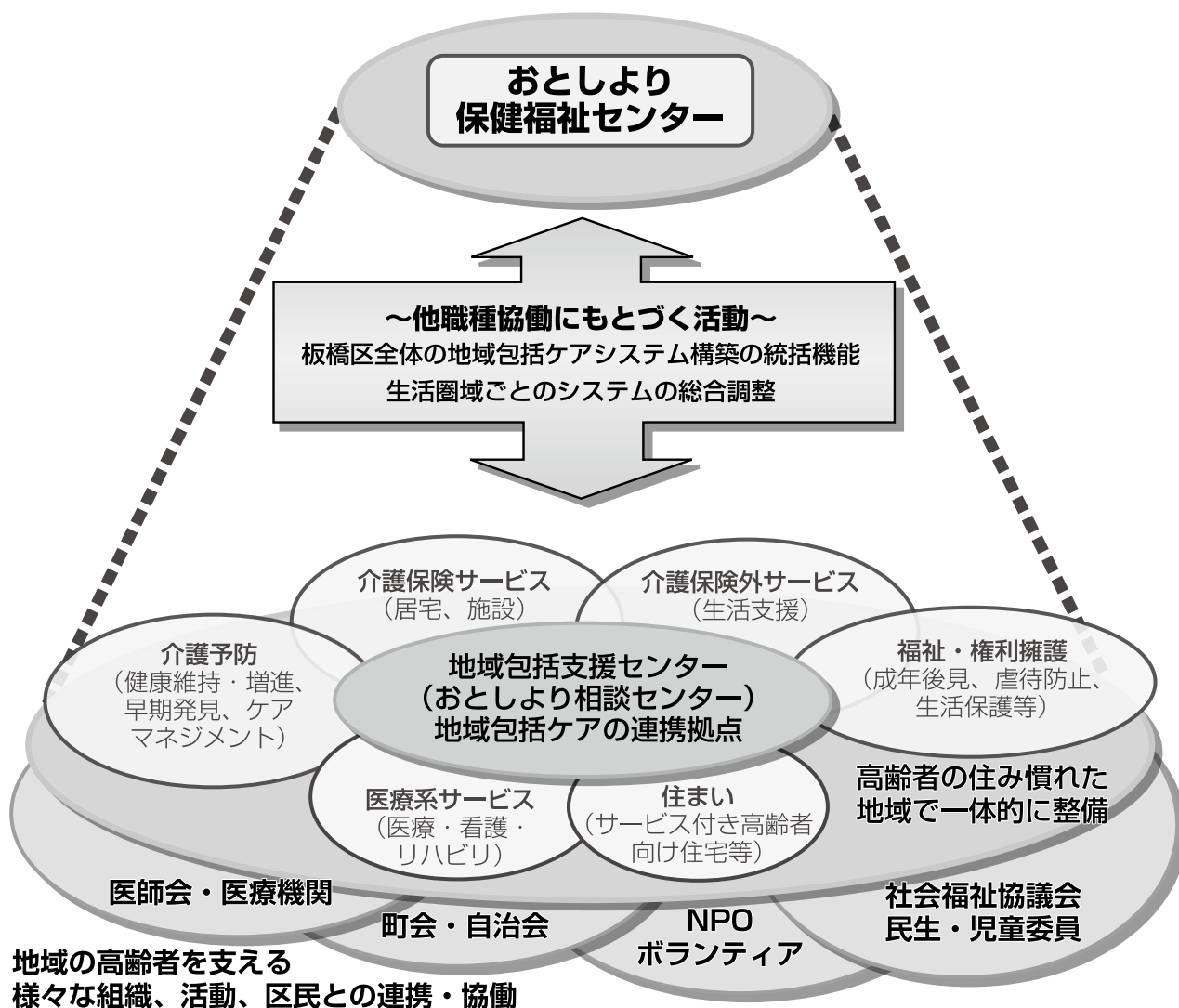
板橋区は、第4期事業計画期間における検証結果を踏まえ、第4期の7つの重点事項を5つの取組事項として整理し、「いたばし地域包括ケアシステム」の構築に向け、取り組んでいきます。

項目	内容
地域包括ケアシステムの構築【重点事項】 ⇒ P62 参照	地域包括支援センターの拡充、介護予防の推進、医療との連携、生活支援サービスの充実、高齢者向け住宅の整備促進に取組み、地域包括ケアシステムの構築をめざします。 ○地域包括支援センターの拡充《重点事業》
認知症高齢者支援の充実【重点事項】 ⇒ P68 参照	認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を継続するため、早期発見や早期対応、関係機関との連携等、支援体制の総合的な構築をめざします。 ○認知症支援体制の構築
介護サービス基盤の適切な整備 ⇒ P71 参照	介護を要する高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスが受けられるよう介護サービス基盤の整備を進めていきます。 ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）《重点事業》 ○地域密着型サービスの整備《重点事業》
権利擁護の充実 ⇒ P76 参照	高齢者が、健康で自分らしく生活していくために、個人が尊重される生活と自己実現ができる体制を整備していきます。
介護保険事業の適正な運営及び普及啓発 ⇒ P78 参照	介護保険制度の周知や介護サービス事業者への支援・指導を行うなどサービスの質の向上を図り、安定した介護保険事業の運営を行います。

【重点事項】：国が第5期計画期間において重点的に取り組むべき事項と定めたもの。
《重点事業》いたばしNo.1 実現プランにおける重点事業。

第1節 地域包括ケアシステムの構築【重点事項】

いたばし地域包括ケアシステムの構築 ～第5期計画から取り組む「地域のすがた」～



(1) おとしより保健福祉センターの役割について

おとしより保健福祉センターは、平成3年の設置以来一貫して地域ケアの推進拠点として活動してきました。都市部における高齢者の総合的な対策を行うことが難しい中、これを担う組織として全国的に注目されてきました。平成18年度から設置された地域包括支援センター(おとしより相談センター)を統括しています。

今後、板橋区が目指す新たな地域包括ケアシステムの構築は、おとしより保健福祉センターが中心となって担っていきます。

(2) 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の拡充《重点事業》

今後の高齢者人口の増加とともに、地域包括支援センター（おとしより相談センター）が対象にする高齢者も増加します。そのため、日常生活圏域（地域包括支援センターの担当区域）の見直しも含め、平成27年（2015年）を目途に、地域包括ケアシステムの実現に向け、中心となる地域包括支援センター（おとしより相談センター）の拡充について検討し、順次実施していきます。

- 日常生活圏域の見直し（18地域センターのエリアとの整合性）
- 地域包括支援センターの増設（現行16か所から増設）
- 地域包括支援センターの業務量に応じた体制整備（職員体制等）
- ワンストップサービスの充実化（区の福祉システムの利用）

(3) 介護予防の推進

①介護予防普及啓発

高齢化が進む中、要支援・要介護認定者数も増加しており、介護予防の必要性は、ますます高まっています。元気なときからの健康づくりや介護予防に取り組むこと、ふだんの生活の中で継続して実践することなど、介護予防の重要性を地域で支えあう仕組みの中で普及啓発していきます。

②参加しやすく効果的なプログラムの開発

一次予防事業と二次予防事業が、途切れることなく継続して利用していける仕組みとともに、効果的な内容のプログラムを開発していきます。

③介護予防自主グループ化の促進

二次予防事業終了後も活動が継続できるよう、支援の体制を整備します。

④介護予防事業の評価

介護予防事業対象者の把握事業やさまざまな介護予防事業とその効果について評価し、実施内容について検討を行います。

(4) 医療との連携

国は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を新たに創設します。

区では、こうした新たなサービス事業所の整備をはじめ、医療機関に通院困難な高齢者が、自宅や入所中の施設などの生活の場で、訪問診療・看護等、医療的ケア等が受けられるよう、地域の医療機関及び関係機関と連携をとりながら、要介護者等の在宅療養支援を行っていきます。

(5) 生活支援サービス

① 高齢者見守りネットワークの推進

地域で見守りが必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は、今後ますます増加することが見込まれます。高齢者の孤立化・孤独死の防止と地域での安心した生活を目指して、地域包括支援センター（おとしより相談センター）を中心として、町会、自治会、民生児童委員の活動の連携や事業所などの協力を得る仕組みを構築しながら、地域のネットワークを推進していきます。

② ひとり暮らし等の高齢者福祉事業の充実

ひとり暮らし等の高齢者に対する電話相談事業、緊急通報システム、配食サービスなど既存の事業の利用者は今後も増加が見込まれます。今後、より効果的な事業実施を展開するとともに、高齢者の安否確認システムや見守り支援システムとして整備、活用を図っていきます。

③ 住民共助による支援活動等の仕組みづくり

ひとり暮らし等の高齢者が安心して地域で暮らすためには、コミュニティ意識の活性化と住民啓発、孤立防止の仕組みづくりが必要です。（仮称）シニア活動センターでのシニア世代の社会貢献活動の推進を図ります。

社会福祉協議会においては、「サロン活動」や「ぬくもりサービス」「外出援助」など地域福祉活動の充実と活性化を図っていきます。

また、ボランティアセンターにおいては区民の担い手の育成支援を進めるほか、NPO 活動の支援を通じて、多様な区民ニーズへの柔軟な対応を目指します。

このような地域の資源を活かして、住民共助による支援活動を推進していきます。

(6) 住宅政策と連携した高齢者向け住宅の整備促進

高齢者になると、健康であっても日々の生活に不安を感じる方が多くなってきます。

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、見守りや生活相談といった必要な福祉サービスを受けながら、高齢者が安心感をもって生活できる住まいの環境を整える必要があります。

国では、医療、介護、住宅が連携して、安心できる住まいの供給を促進するために、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」を改正し、厚生労働大臣と国土交通大臣が高齢者の居住の安定確保に向けて基本方針を定め、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅について、入居者の保護と供給促進の観点から、両者一元的なルールの下で整備するよう、福祉政策と住宅政策との連携強化が図られることになりました。

板橋区においても、福祉政策と住宅政策の連携を強化するとともに、民間事業者による安否確認や生活相談といったサービス付き高齢者向け住宅の整備誘導や低所得高齢者向けの住まいとして都市型軽費老人ホームの整備検討を行っていきます。

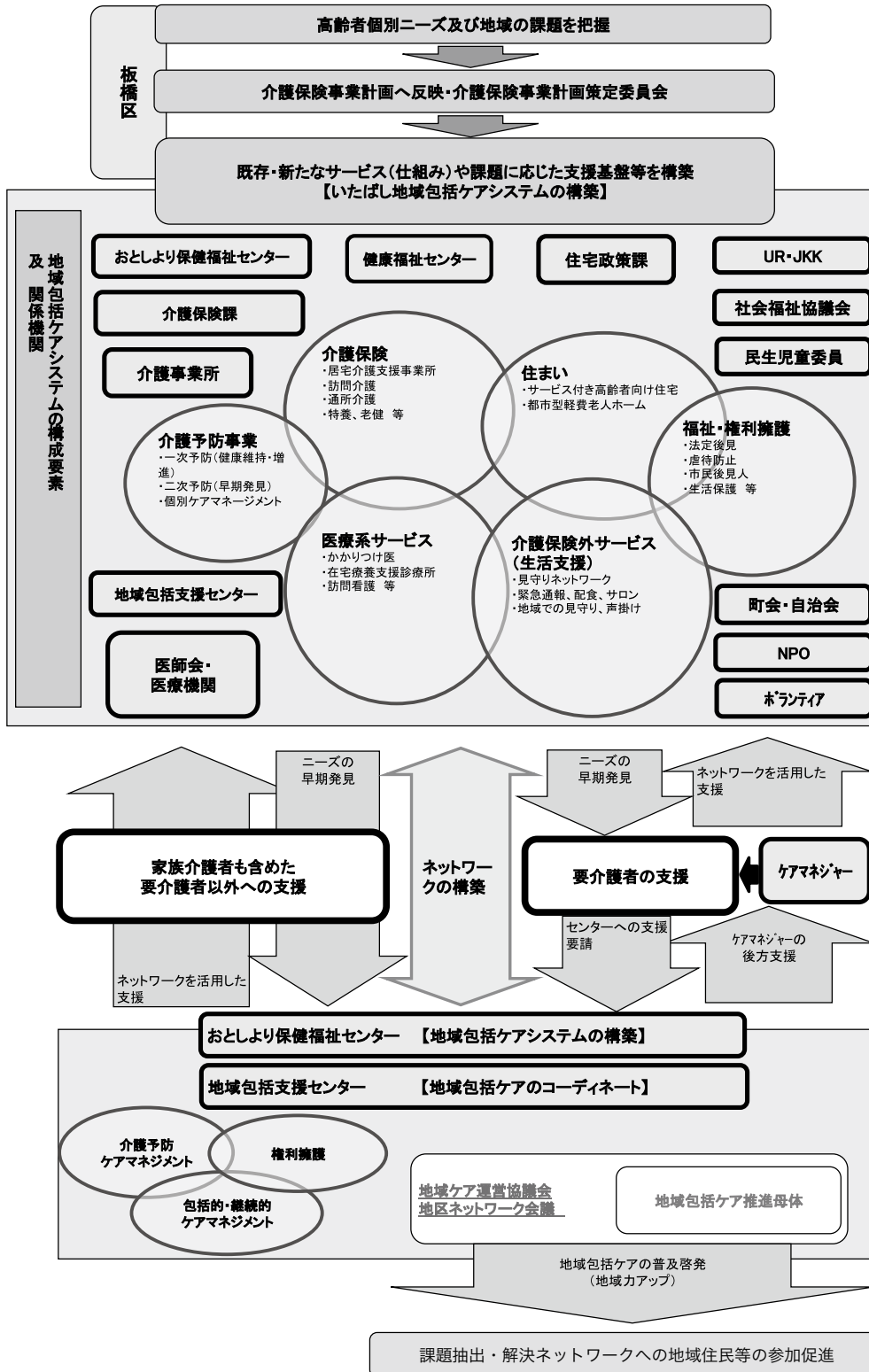
※サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者が安心して居住できるよう、バリアフリー構造及び面積・設備基準を満たし、安否確認・生活相談等のサービスが提供される住宅を言います。

いたばし地域包括ケアシステムの構築

「地域包括ケアシステム」の定義

「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義する。その際、地域包括ケア圏域については「おおむね 30 分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義する。

(平成 22 年 3 月 「地域包括ケア研究会 報告書」の「今後の論点整理」P 6)



平成 23 年度に板橋区では、都市部における高齢化が進展している高島平団地をモデルとして、高齢者のニーズに合わせた基盤の構築を目的とした、地域包括ケアの充実に向けた取り組みを開始しました。

～ 高島平団地における取り組み ～

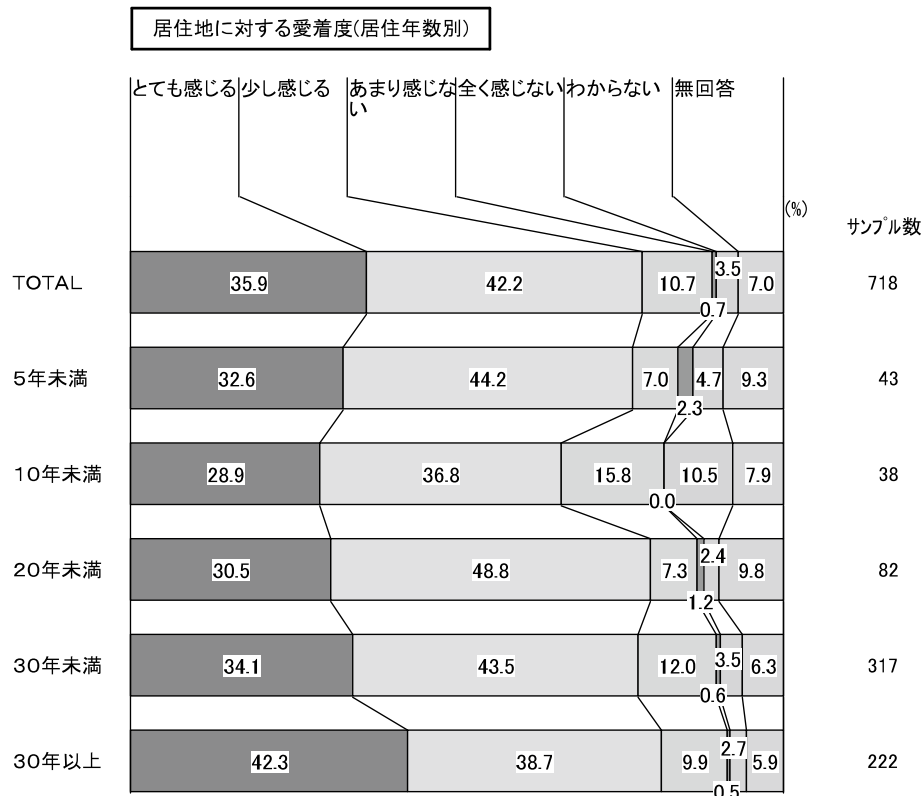
高島平団地においては、今後急速かつ大規模な高齢化の進展が予想されています。(平成 23 年 4 月現在、65 歳以上人口 6, 485 人、65 歳以上のみの世帯 3, 827 世帯、対総世帯数比 34. 9%)

介護・福祉ニーズの急増が予想される平成 27 年度を目途に、団地内に高齢者が自らのニーズに基づき、日常生活圏域内で介護、医療、生活支援、住まい等のサービスを適切に組み合わせて、自立した生活が継続できるよう支援する基盤の構築を目的として、「地域包括ケア施策ビジョン」の検討を進めています。

<意識・ニーズ把握等>

要支援・要介護のサービス利用者については、すでに 22 年度に区内全域でニーズ調査を実施し、圏域別の特徴やニーズを把握しました。

平成 23 年度においては、団地居住者へのアンケート（郵送方式）・ヒアリング（訪問）を実施し、地域への愛着度、住み続けることへの課題などを把握しました。また同時に、商店、警察、消防、UR など、地域の関係機関による高齢者への配慮、支援への課題などをヒアリングにより把握しました。



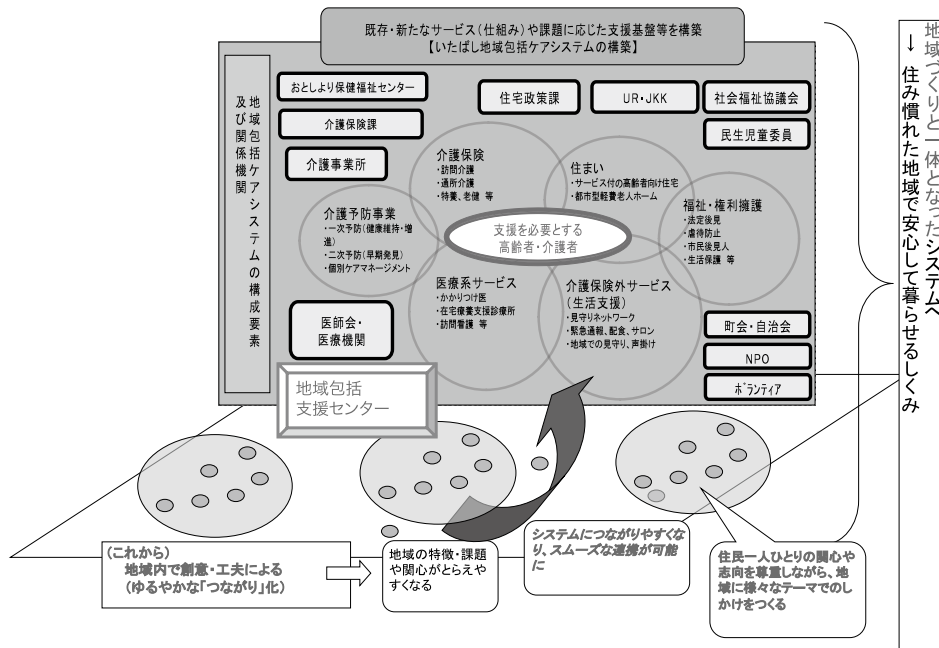
<ワークショップ>

団地に居住する区民への公募により、「住みなれたまちでおとしよりが安心して暮らすために何ができるか」をテーマに、3グループに分かれてのワークショップを行い、「それぞれが考えている地域の課題」と「課題解決のためのアイデア・実現のために必要なステップ・条件」などを議論し、取りまとめました。

ワークショップの様子



<めざす包括ケアの概念図：案>



第2節 認知症高齢者支援の充実【重点事項】

(1) 板橋区における認知症高齢者支援体制の構築

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、従来から取り組んできているさまざまな認知症対策について、認知症疾患医療センターや板橋区医師会等の関係機関と連携を強化し、認知症の予防・普及啓発から早期発見、適切な医療、地域での支援体制まで、認知症の高齢者と家族をとりまく支援体制を総合的に構築していきます。

そのため、平成24年度に、認知症高齢者と家族を取り巻く関係機関で構成する「(仮称)板橋区認知症支援体制構築検討会」を設置し、板橋区の認知症高齢者の実態を調査し、現状の課題を明確にします。

平成25年度にはその課題を解決するために、「(仮称)板橋区認知症支援体制構築検討会」から引き継いで「(仮称)板橋区認知症支援連絡会」を設置し、医療、介護、行政、地域のネットワークを強化し、認知症患者への総合的な支援体制を構築していきます。

(2) 認知症に関する知識の普及啓発

① 認知症高齢者を介護している家族への普及啓発

認知症高齢者を介護している家族に対して、認知症の理解や対応方法等を習得するための講演会・講習会や、介護者自身の健康講座を開催しています。

② 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成

認知症についての正しい理解と対応の普及啓発を目的とした「認知症サポーター養成講座」を実施するとともに、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトを養成していきます。

(3) 認知症予防事業

① 認知症予防事業（一次予防事業）の充実

平成23年度よりウォーキングプログラムを実践し、認知症予防に効果的な習慣を身につけていく「脳力アップウォーキングゼミナール」を開催し、認知機能低下を予防するための事業を実施しています。

② 二次予防事業の拡充

生活機能評価（生活機能チェック）による二次予防対象者の把握方法を強化し、二次予防事業対象者を、適切な認知症予防のための講座等につなげていきます。

(4) 早期発見・早期治療及び在宅認知症患者の急性期医療の体制構築

- ①地域包括支援センター（おとしより相談センター）等による認知症の相談を強化するとともに、もの忘れ相談事業、認知症専門相談等を充実させ、認知症の早期発見、早期治療につなげていきます。
- ②認知症疾患医療センター、板橋区医師会、地域包括支援センター（おとしより相談センター）が連携、協働して取り組み、認知症の早期発見、早期治療及び在宅認知症患者の急性期医療に対する包括的支援体制を構築していきます。

(5) 認知症高齢者と家族を支える地域の仕組みづくり

①家族支援

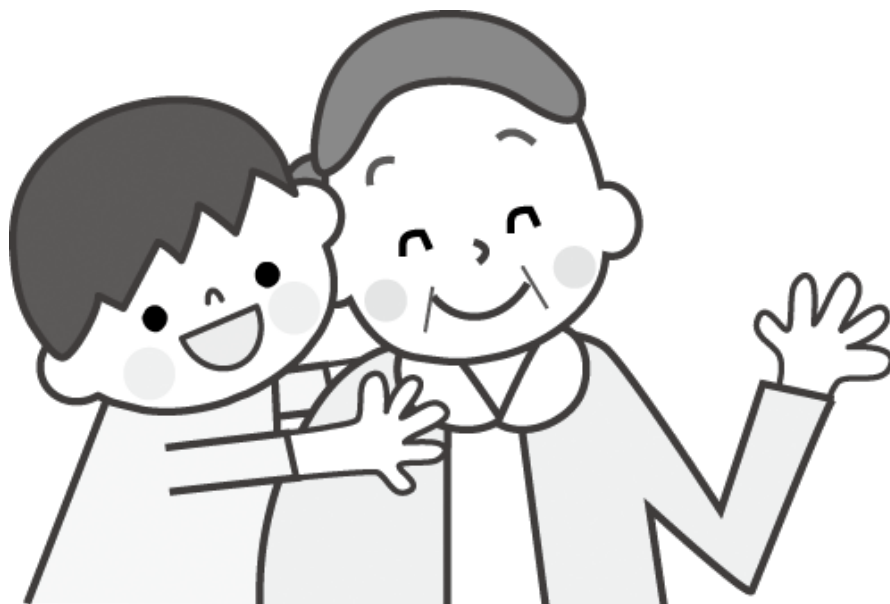
認知症高齢者を介護している家族の心理的不安の解消を図るため「介護者のこころの相談（臨床心理士による個別相談）」の開設、家族介護者を対象にしたピアカウンセリングやリフレッシュを目的とした家族介護者交流会を地域で継続的に実施し、支援していきます。

②地域支えあい活動の支援

地域包括支援センター（おとしより相談センター）が中心となって、キャラバンメイトと協力し、認知症サポーターによる地域での認知症高齢者・家族に対する見守りや支援などの支えあい活動が推進できるよう、支援体制の整備を図っていきます。また、商店等の事業所が認知症高齢者を理解し、あたたかく対応する「高齢者あんしん協力店」の登録数の増加を図ります。

(6) 若年性認知症支援

若年期の認知症は、高齢で発症する認知症とは異なるさまざまな社会的、家庭的問題を引き起こします。その固有な課題の実態把握を含めた総合的な支援について検討していきます。



板橋区認知症高齢者支援体制

